

47. 101. 01

地域団体商標登録出願に係る主体要件について

1. 共同出願に係る商第7条の2第1項柱書における主体要件について

複数の者が共同して地域団体商標登録出願をする場合、出願人全員が、主体要件を満たしていることが必要である。

2. 地域団体商標の主体要件を満たさない者について

商第7条の2第1項柱書の主体要件を満たさない者は、例えば、次のとおりである。

(1) 個人

(2) 法人格を有しない組合

民法上の任意組合、商法上の匿名組合、有限責任事業組合（LLP）等

(3) 設立根拠法において、加入自由の定め¹のない組合

農事組合法人、鉱工業技術研究組合等

(4) その他、主体要件を満たさない法人

一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体、株式会社等

¹ 商第7条の2第1項柱書「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）（以下略）」における下線部に該当するもの。

<参考：地域団体商標の主体要件を満たす組合の例>

種類	設立根拠法	
	法律名	加入自由の定め
事業協同組合	中小企業等協同組合法	第14条
協同組合連合会		
企業組合		
農業協同組合	農業協同組合法	第19条
農業協同組合連合会		
漁業協同組合	水産業協同組合法	第24条
漁業協同組合連合会		
漁業生産組合		
水産加工業協同組合		
水産加工業協同組合連合会		
森林組合	森林組合法	第35条
生産森林組合		
森林組合連合会		
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	第10条
酒販組合		
酒造組合連合会		
酒販組合連合会		
酒造組合中央会		
酒販組合中央会		

※作成日以降の法改正等で、加入自由の定めめの条文が変更される場合等がありますので、最新の情報を御確認ください。

3. 「これらに相当する外国の法人」²が提出すべき書類の例（ひな形）
 <出願人が法人格を有することの証明書類>

「出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（法人証明書）の例」

Letters Patent

WHEREAS an application has been filed to incorporate a corporation under the name

*****（出願人名）

THEREFORE the minister of *** by virtue of the powers vested in him by the ***Act, constitute the applicants and such persons as may hereafter become members in the corporation hereby created, a body corporate and politic in accordance with the provisions of the said Act. A copy of the said application is attached hereto and forms part hereof.

Date of Letters Patent April 15, 2014

Given under the seal of office of the Minister of *****

Signature*****（証明官）

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

² 商第7条の2第1項柱書「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下略）」における下線部に該当するもの。